

市道新大江3丁目帯山1丁目第1号線（帯山5号橋）外4橋PCB等含有塗膜調査業務委託 特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、熊本市（以下「甲」という）が実施する「市道新大江3丁目帯山1丁目第1号線（帯山5号橋）外4橋PCB等含有塗膜調査業務委託」に適用する。

第2条 通 則

1. 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下の基準等に準拠して実施するものとする。
 - 1) 熊本市設計業務等共通仕様書 令和7年10月 熊本市
 - 2) ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について（通知）令和元年10月 環境省
 - 3) 低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第5版）令和2年10月 環境省
 - 4) 鉛中毒予防作業規則 昭和47年 厚生労働省
 - 5) 廃棄物処理及び清掃に関する法律 昭和45年 環境省
 - 6) 熊本市橋梁点検マニュアル 平成28年4月 熊本市
 - 7) 産業標準化法 昭和24年
2. 本特記仕様書に明示なき一般事項は、共通仕様書によるものとする。
3. 受託者（以下「乙」という）は、本業務において定められる、各種作業並びに書式に準拠し、それらに該当しない場合、またはこれに疑義を生じた場合には、直ちに甲と協議するものとする。

第3条 業務概要及び目的

本調査は、熊本市が管理する橋梁の既設塗膜について、塗料成分分析調査を行い、PCB（ポリ塩化ビフェニル）・鉛・六価クロムの含有の有無及び含有量の確認を行うことを目的とする。また、本契約の業務範囲は、第9条に掲げる業務内容を履行し、これを成果品として提出して、調査職員の承認を得るまでのすべての業務とする。

第4条 業務基本事項

1. 乙は、本業務の目的及び内容を十分理解し、本業務を遂行するに十分な技術と経験を有する専門技術者を責任者（以下「管理技術者」という）として本業務に従事させなければならない。
2. 管理技術者は、業務実施に際し実施期間中における連絡方法、連絡場所等を明らかにして、甲との連絡を密にしなければならない。
3. 管理技術者は、甲との協議事項及び打合せ事項並びに甲の指示事項を記録整理しておくものとする。
4. 乙は、この履行期間にかかわらず、契約の履行に関し知り得た情報（個人情報も含む）を、他に漏らしたり、関係書類を閲覧させてはならない。

第5条 安全管理 及び環境対策

本業務の実施にあたり、受注者は現地調査員の安全管理はもとより、交通誘導員を配置する

など交通状況に即した適切な保安施設を設け、歩行者、一般通行車両に対する安全管理に努めるものとする。現地調査の際には、水質を汚染しないよう十分留意し、調査を行うものとする。

業務実施中、沿道の住民および道路利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を調査職員に報告するものとする。

第6条 資料の貸与および返還

1. 乙は、甲の所有する関係資料・情報・機器等（以下「関係資料等」という）を業務に必要とする場合は甲に請求して貸与を受けるものとする。
2. 乙は、貸与された関係資料等を、業務完了までに返還しなければならない。
3. 乙は、貸与された関係資料等を善良なる管理者の注意義務をもって管理保管し、かつ当該業務以外の用途に使用してはならない。

第7条 契約不適合責任

1. 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
2. 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
3. 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 1) 履行の追完が不能であるとき。
 - 2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第8条 ウィークリースタンス

本業務はウィークリースタンスの対象であるため「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。

第9条 業務内容

9-1. 調査対象

本業務は、別紙「調査対象項目」に示す内容について低濃度 PCB 含有量試験・総クロム含有量試験・鉛含有量試験を行う。なお現地踏査、及び既往資料の確認結果によって、塗膜採取の可否、塗膜採取場所及び仮設備の必要性等を確認し、調査項目の修正があった場合については、委託者と設計変更の必要性について協議を行うことを基本とする。本業務の各設計項目の概要を以下に示す。

9-2. 業務計画

受託者は、業務および成果品を完成するために必要な手順や調査などについて次の事項を記載した業務計画書を提出し、承認を得なければならない。

- ① 業務概要
- ② 実施方針、実施手法
- ③ 実施工程
- ④ 安全管理計画
- ⑤ 業務組織計画
- ⑥ 担当技術者
- ⑦ 打合せ計画
- ⑧ 成果物の品質を確保するための計画
- ⑨ 成果物の内容、部数
- ⑩ 使用する主な図書及び基準
- ⑪ 連絡体制（緊急時含む）
- ⑫ 使用する主な機器
- ⑬ 関連資料の貸与請求一覧表
- ⑭ その他

9-3. 塗膜試料採取

- 1) 採取箇所及び採取量は、塗膜の劣化等がなく、かつ直射日光や水掛かりの影響を受けにくい場所で採取場所毎に1箇所とする。採取量は、上塗から下塗までの全ての塗膜について適切に分析できる量とする。
- 2) 試料採取は従来工法又は湿式工法を用いて適切に採取するとともに、ビニールシート養生等を使用し、周辺への飛散防止に努めなければならない。
- 3) 作業員の健康障害防止のため、手袋、防塵衣類、安全メガネ等を着用すること。
- 4) 作業にあたり支障となる枝葉等がある場合は、速やかに発注者に報告するとともに、発注者が行う関係者との協議調整に協力すること。なお、伐採作業については受注者が行うものとする。

9-4. 塗膜復旧

採取した塗膜部分においては塗膜復旧を実施する。復旧はエポキシ系錆止め塗料の2回塗りを標準とし、適切に養生しなければならない。

9-5. 分析試験の実施

分析試験を行う。なお、試験項目は次のとおりとする。

- (1) 鉛含有量試験（JIS K 5674 附属書A準用 分析対象：塗膜くず）5検体
- (2) 総クロム含有量試験（JIS K 5674 附属書B準用 分析対象：塗膜くず）5検体
- (3) 低濃度PCB含有量試験
（低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版）分析対象：塗膜くず）5検体

9-6. 塗膜試料処分

除去した塗膜は産業廃棄物として適切に処分すること。なお、PCB が0.5 mg/kg以上検出された場合は、PCB 廃棄物となり、発注者が処分することになるため、速やかに監督職員へ報告して指示をうけること。PCB 廃棄物に該当しない場合、これらのものは受注者で処分するものとする。

9-7. 報告書作成

採取した塗膜に対する鉛、総クロム及びP C Bの含有量試験の結果を取りまとめて報告書を作成する。報告書の内容は、次の2点とする。

- (1)写真（採取前、採取中、採取後、塗装修復完了、採取箇所が分かる遠景 1橋につき各1枚）
- (2)分析結果報告書

第10条 関係機関協議

現場踏査及び調査の際に必要な、関係機関との協議及び諸手続き、資料収集及び協議資料作成を行うもの。

第11条 打合せ協議

打合せ協議は中間1回を基本とし、初回と成果品納品時には管理技術者が立ち会うものとする。調査職員が要求した場合または疑義が生じた場合には、速やかに協議を行うものとする。また、他機関との協議が必要な場合には、必要に応じて調査職員が立ち会うものとする。

a) 初回協議

業務計画書をもとに、調査内容、成果物の確認等の打合せを行い、併せて既存資料等の貸与を行う。

b) 中間協議

以下の1回を標準とするが、必要に応じて適宜実施する。

中間1回目：業務計画書提出時、現地踏査後等

c) 最終協議

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行う。

第12条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

1. 報告書（A4版、製本）1部
2. 電子成果品（CD-R、ラベル印刷）2部
3. その他調査職員が指示するもの

第13条 電子納品

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
2. 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）に

基づいて作成することとする。

3. 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、印刷製本した成果品を1部提出する。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により2部とする。
4. 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第14条 その他

調査にあたり安全面には十分に注意すること。また、業務を実施する上で不明な点は調査職員と協議により確認すること。

第15条 履行報告

乙は提出した工程表に基づき、業務の進捗率を月報として、毎月月初めに甲に報告すること。